



霧氷と常呂川（北海道北見市）

新年あけましておめでとうございます

安倍政権は、一昨年の戦争法の強行を契機に、暴走の限りをつくし、TPP（環太平洋連携協定）承認案・関連法案、年金カット法案、カジノ解禁推進法案などの悪法を終盤国会で、維新も加担し強行した。

戦闘状態の南スーダンPKO（国連平和維持活動）に派兵する自衛隊に「駆け付け警護」など新任務を付与し、これにより「殺し、殺される」日本で最初のケースの危機が現実になっている。経済政策は、「アベノミクス」で深刻化させた格差問題が、さらに富裕層に富を集中させ、中間層は衰退、貧困層が拡大するという深刻な状態になっている。

アメリカ大統領選でのトランプ氏の勝利は、アメリカ社会の多国籍大企業の利益を優先するグローバル資本主義・新自由主義により、深刻な行き詰まりとなっていることを示していると同時に、米国第一主義を掲げ、弱者への配慮を欠く暴言を繰り返すトランプ氏に対し、反トランプのデモが連日起きるなど、沈黙していた市民が声を上げ行動を始めている。

オーストリア大統領選では極右阻止の統一候補が勝利するなど、欧米では、格差・貧困の是正と平和を求める新しい市民運動と結びついた社会変革の動きが始まっている。

世界が今、脱グローバル化を目指す歴史的転換点に立っている時、グローバル化にアクセルをふかし、歴史に逆行する安倍政権の暴走政治を止めるには、日本でも先の参院選で示されたように、市民と野党が手を結ぶ道をさらに切り開いていくことが重要だ。今が、ふんばり時だ。

2017年元旦

弁護士 高崎 裕子



トピックス

安保法制違憲訴訟 1月16日提訴 ご参加を、ご支援を！



司法記者クラブでの記者会見

集団的自衛権の行使を認めた安保法制により、憲法が保障する、平和の中で心穏やかに生きる権利（平和的生存権）が侵害されたとして、国に慰謝料を求める訴訟を提起します。同様な訴訟は全国13地裁で起こされており、恵庭事件、長沼事件など、平和的生存権の発祥の地である北海道で訴訟を起こす意義は大きいと思います。すでに、260名以上の方が原告になりたいと申し出ています。一方、この訴訟を支援する「北海道の会」も、12月18日、正式に発足しました。原告は、一人5千円、支援者は一口千円を負担します。

たかさき法律事務所にお電話をいただければ書類をお送りします。

安保法制廃止の声を広めるためにも、「平和のたたかい」に是非ご参加ください。 弁護士 高崎 暢



ホームページのご案内

たかさき法律事務所ホームページでは、当事務所の弁護士が携わる講演会や裁判の動向など最新の話題をTopicsとして取り上げ、紹介しておりますので、ぜひご覧になってみてください。

また、9条の会「ちょっと、やばいしょ!!」のページでは、憲法9条に関する多くの意見、感想が掲載されておりますので、こちらもよろしくお願ひ致します。



平和子さん(仮名)

私は、現職自衛官の母親です。自分の子が危ない状況に立たされた時に誰もが持つであろう当たり前の気持ち、その一点で行動しています。今回の違憲訴訟に参加でき光栄です。言うべきことははっきり言って死にたいです。後悔したくありません。みなさんも是非原告になってください。

事務局一言

事務局長 池田 滋

昨年、当事務所に20年近く勤めた事務局が退職しました。そのことで改めて感じたことはインターネットの急速な普及で弁護士紹介のアクセス方法が増えたとはいえ、事件対応の基本は親切、丁寧、迅速が大事だということ。良質の弁護士業務の提供には、事務局のレベルアップや職業倫理の強化も大切です。そのための努力を今年はより一層しなければなりません。事務局にも気軽に声をおかけください。



編集後記

2017年新年号をお届けします。皆様的一年が、ご健康とご多幸に満ちた実り多い年となりますようにお祈りしております。(日西)

即日相談が好評です

その日のうちに相談を希望される方に、平日午後3時から7時まで、ご相談に応じます。

初回無料相談

初回相談に限り、相談料は1時間まで無料としております。2回目以降の相談については、1時間5,400円(税込)です。

休日相談

土曜日、日曜日、祝日も、ご相談に応じます。

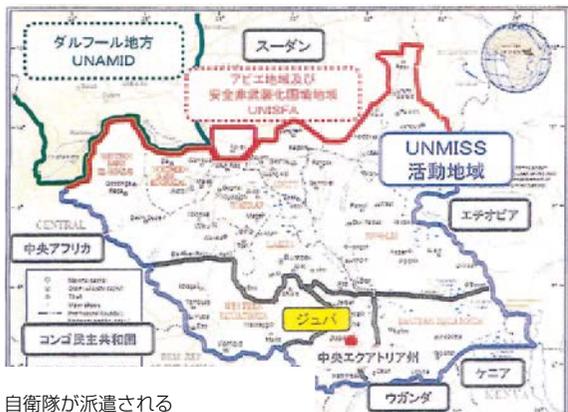
相談受付電話番号 011-261-7738

(平日午前9時15分から午後5時まで)
FAX (011-261-7718) は24時間受付
HP: <http://www.law-takasaki.com/>





1 昨年11月20日、自衛隊が、「駆け付け警護」等の新たな任務を付与されて、南スーダンという戦闘状態の地に派遣された。自営隊員の家族は、子や孫、夫や兄弟、恋人たちが戦地に送られ「殺し殺される」かもしれないと居ても立ってもいられない気持ちだろう。



自衛隊が派遣される南スーダンの地図

現場では、相手がどんな勢力なのか判断が難しい場合がある。仮に、政府軍と戦闘になれば交戦権を禁じた憲法9条に反することになる。

南スーダンの首都ジュバで、昨年7月、270人以上が死亡する大規模な戦闘があった。この戦闘で政府軍とPKO部隊が一時交戦した、国連宿営地内の避難民キャンプを政府軍が襲撃したとの情報もある。さらに、国連人権専門家による調査団は、11月30日、政府軍も武装勢力も各地で子供まで徴兵し、次の戦闘に備えるために兵力を増強している、乾季（11月から3月）が始まり移動が容易になり戦闘激化が予想される、南スーダン人としての一体感が崩壊しており民族ごとの排斥意識で席巻されている、民族間の暴力と緊張は前代未聞の状況だと、調査結果を公表した。国連人権理事会のハーバード代表も、「政府軍が、（首都ジュバのある）中央エクアトリア州で一般市民を狙った大規模攻撃を準備しているとの

信頼できる情報がある」と語っている。日本政府は、憲法との整合性を保つための「PKO参加5原則」は維持されていると繰り返し返すが、誰が見ても実態とはかけ離れている。

防衛省は、自衛隊員の任務中の死亡等の弔慰金の最高限度を9千万円に引き上げた。政府自身が、新しい任務のリスクが高いという認識を持っているからであろう。

そして、国民には公開しなかったが、「状況を瞬時に判断し、しり込みせず射撃できるような体に叩き込んだ」（自衛隊幹部）という訓練をした。

2 派遣された自衛隊員の危険は非常に高まっている。自衛隊員が人を殺す、あるいは殺されるかもしれない事態が切迫していることは事実である。

しかし、それは任務だから仕方がない、命じたものもそれが役目だからしょうがない、というごまかし方は絶対にさせてはならない。

そして、「尊い犠牲」「この死を無駄にしてはいけない」と言い方で美しい物語にすり替えることも許してはならない。

起こった結果に対する責任をはっきりさせなければならぬ。政治決断の責任は重い。

（12月4日記）

平気で行う大統領が誕生してしまいました。

このような時代に、私たちの社会を守るのは、私たちしかいません。

ヘイトスピーチは、対岸の火事ではなく、今まさに私たちを焼こうとしている炎なのです。

一人でも多くの方が、「眉をひそめているだけ」で終わることなく、レイシズム（人種差別）との闘いに加わっていただくことを願っています。



「北海道は全国で4位。」これ、何の順位かわかりますか？

実はこれ、排外主義的なデモ・街宣が行われた回数（平成24年から27年）についての地方別の順位です。

北海道は、関東、関西、中部地方に次いで堂々の第4位！ 一自治体だけで、東北地方や九州地方全体よりも多いのです（なんと不名誉な数字でしょうか）。

これまで、大通公園周辺などで、在日外国人に対して、あるいは海外からの観光客に対しても、醜悪な罵声が幾度も浴びせられてきました。

このままではいいはずがないということ、昨年10月28日、札幌弁護士会の主催により、シンポジウム「ヘイト

スピーチを許さない!」差別のない社会を目指して」が開催されました。

シンポジウムでは、精神科医の香山リカさん、龍谷大学大学院教授の金尚均さん、ジャーナリストの安田浩一さんの3名をパネリストにお招きして、パネルディスカッションを行いました。

会場（札幌市教育文化会館講堂）の定員は156名のところ、ほぼ満員に近い約150名の来場者があり、会場は熱気に包まれました。

パネルディスカッションでは、ヘイトスピーチが人間の尊厳そのものを傷つけるものであること、ヘイトスピーチによる被害が永く続く深刻なものであること、日本社会がこれまでヘイトスピーチにしっかり向き合っていないこと、などが語られました。

パネリストのお話はどれも意義深いものでしたが、とりわけ、安田浩一さんの「差別や偏見に眉をひそめているだけでは駄目なんです」「無視や黙認は加担することと同じことです。」との言葉が、強く強く印象に残りました。

今や、排外主義は世界中を覆いつつあります。

アメリカにすら、人種差別的発言を



10月28日 シンポジウム



弁護士
高橋 健

自衛隊が新たな任務を付与されて南スーダンという戦闘状態の地に派遣された。安倍政権の人の命をもてあそぶやり方に憤りを覚える。

自衛隊員の服務宣誓書には、「私は、(略)危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、もって国民の負託にこたえることを誓います。」と書いてある。国民誰ひとり、自衛隊員に「殺し殺される」ことを負託してはいない。

一月、安保違憲訴訟がはじまる。「我が生き方の集大成」とは大袈裟か。



弁護士
高崎 裕子

昨年は、自由法曹団5月集会が地元札幌での開催なので久しぶりに参加し、女性部



弁護士
高橋 健太

後世の学生が「なんて平穩無事で退屈な時代だったんだろう」と欠伸を噛み殺したくなるような、そんな時代にすべく、微力を尽くしたいと思います。
今年もよろしく願っています。

昨年夏号で次男との写真を掲載したところ、「お兄ちゃん、今回は弟ちゃんに一番を譲ったのね」というご指摘を予想外に多くの方からいただきました。皆様に小さな写真を含めプラテアを隔々まで読んでいただいている気がしてとても嬉しかったです。サンタクロースのクリスマスは終わりましたが、今回は初の「三太」(健太・駿太・瞭太)で新年のご挨拶を申し上げます。本年もよろしく願っています。



弁護士
皆川 洋美

世の中の人もすなる結婚式といふものを、我もしてみむとてするなり。その年(平成二十八年)のはづきの六日の、巳の時に門出す。そのよしいさ、かものにかきつく。大変楽しい一日でもありましたが、安保法制、差別、過労死と、物々しい社会情勢で不安が募る中、平和を語る仲間が増えることを喜ぶとともに、安心して自分の家



族を作れる社会にしていかなければならぬと思っておいた一日でもありました。



弁護士
小池 千尋

最近、事務所の窓から、よく虹が見えます。虹は、日本では7色と言われていますが、古来5色と考えられ、沖縄では2色と言われていたそうです。また海外に目を移すと、8色や、3色というところもあるそうです。同じものを見ているはずなのに、人によって、地域によって、また時代によって、たくさんの方がいます。変わらないものと変わるものがある。色々な見方ができる物事を、多面的に捉えつつ、どう突き詰めていくか。今年の目標です。



弁護士
瀬戸 悠介

札幌駅前の大丸でスヌーピー展に行つて



弁護士
島田 度

や同期など懐かしい方々にお会いし、年齢を重ねながら信念を持ってます。平和や人権等の課題に取り組んでおられる姿に励まされ、楽しいひとときを過ごしました。佐賀県唐津市の総会では、夫の暢弁護士が古稀の表彰を受けるのははるばる参加しました。壇上で表彰を受けるお一人お一人の、信念を貫き長きにわたり歩み続けた活動に触れ感動しました。唐津くんちの曳山の見事さに感激し、その後、ユネスコの文化遺産に登録された33の中に入ったこともうれしいことでした。

昨年末、アメリカ大統領選の開票速報を見ながら、ふと、「歴史の時代」が再び訪れようとしているのかもしれない、という感慨を持ちました。世が混乱に覆われ英雄や梟雄がたくさん生まれる激動の時代。「これが歴史だ」とばかりに歴史の教科書にゴシック体で描かれる時代。物語性豊かな大河ドラマ。

しかし、いざ自分がその時代の当事者にならんとしてみると、そういった「歴史の時代」の背後には、時の流れに轢き殺される無数の人々がいることが実感できます(だからこそ「轢死」なのだそうです。by野田秀樹)。

同時代の人間にとっては「歴史の時代」はたまたまのものではありません。



弁護士
渡部 敏広

きました。スヌーピーが誕生してから今年で65年だそうです。皆さんの方がスヌーピーに会おうと訪れていて、年数を経ても皆から変わらず愛されている様子に驚きました。スヌーピーの可愛らしさによって変わらないものもあれば、世界情勢のように日々目まぐるしく変化していくものもあります。社会の奔流に押し流されず、自分の立ち位置を見失わずに職務に励んでいきたいと思えます。

私は車を持っていないので、地方に出張相談に行くときは、公共交通機関を利用します。交通手段が限定されている地域では、それ自身が司法アクセスに対する大きな障害になっているということを実感します。昨年はマラソン大会(10キロメートル)に出場し、目標の50分前半を出すことができました。今年はハーフ完走を目標に、まずは10キロメートルを安定して走れるようにしたいと思えます。マラソンの分、登山が減ったので、山も登りたいです。



弁護士
小野 裕貴

2016年は、日ハム優勝！ コンサドーレ優勝！と北海道のスポーツ界が大変



弁護士
日西 健仁

明るい年になりました。私が弁護士を目指す際の夢の1つに、「弁護士W杯に出場する！」というものがあります。弁護士W杯とは弁論大会ではなく、単純にサッカーの世界大会です。出場には、日程確保と費用という高いハードルがありますが、サッカーの実力は問われません。そのため、サッカーの練習ではなく、多忙な弁護士業務をこなすスキルを高めねばなりません。私もW杯出場できるよう弁護士のスキルアップを図り、本年も邁進して参ります。

明けましておめでとうございます。早いもので、事務所に入所し、あつという間に1年が経過しました。昨年は、急いで移動しているとき、濡れた床に足をすべらせ、松葉杖を使った生活を余儀なくされたこともありました。裁判所に向かうときなどの雪道に、苦勞したことを覚えていきます。今年には時間に余裕のある行動を心掛け、そして、初心を忘れず、皆様のお力になれるよう努力して参りますので、どうぞよろしく願っています。





報告する二人の若手弁護士

国家緊急権とは、「戦争、内乱、恐慌ないし大規模な自然災害などで、平時の統治機構をもってしては対処できない非常事態において、国家権力が国家の存立

を維持するために、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限」をいいます。すなわち、非常事態には、国民ではなく国家のために、人権保障と権力分立を一時停止させることを可能とするため、国家による濫用の危険が強く危惧されます。日本国憲法は、戦前の経験から、国家緊急権をあえて設けませんでした。自民党憲法改正草案は、明治憲法下での緊急勅令や戒厳大権と同じ効果を発揮する国家緊急権を復活させようとしています。自民党は、緊急事態に対処するための仕組みなど、一見良いことを言っているようにも思えますが、そもそも緊急事態は、現行憲法や法律等で対処することが可能であり、何より自然災害などを口実に独裁的に権力を行使される危険の方がはるかに高いものといえます。近時は、戦争法の制定や南スーダンへの自衛隊派遣など我が国が戦争する国へと変貌しようとしています。平和な国を自ら手放すこととなる自民党改正草案、特に緊急事態条項の創設は、絶対に阻止しなければなりません。

講師の要請に応じます。安倍政権の改憲策動の危険性が高まっています。危険な内容が数々の自民党改憲草案や国家緊急権について学びませんか。当事務所は、参加人数に関係なく、いつでも、どこへでも講師を派遣します。お気軽に声をおかけください。「知は力なり」

昨年10月1日、高教組センターで「国家緊急権」と「自民党憲法改正草案」の二つのテーマを取り上げ、9条の会主催の学習会を行いました。学習会には、9条の会の皆さんをはじめに、約50名の市民の方が参加しました。学習会では、2012年4月27日に発表された自民党の憲法改正草案の全体像を確認した後、改正案の中で最も危険視されている国家緊急権（緊急事態条項）について意見交換をしました（担当は渡部弁護士と私です）。

たかさき法律事務所9条の会 例会のご報告 「国家緊急権と自民党憲法改正草案」学習会 弁護士 日西 健仁

を維持するために、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限」をいいます。すなわち、非常事態には、国民ではなく国家のために、人権保障と権力分立を一時停止させることを可能とするため、国家による濫用の危険が強く危惧されます。日本国憲法は、戦前の経験から、国家緊急権をあえて設けませんでした。自民党憲法改正草案は、明治憲法下での緊急勅令や戒厳大権と同じ効果を発揮する国家緊急権を復活させようとしています。自民党は、緊急事態に対処するための仕組みなど、一見良いことを言っているようにも思えますが、そもそも緊急事態は、現行憲法や法律等で対処することが可能であり、何より自然災害などを口実に独裁的に権力を行使される危険の方がはるかに高いものといえます。近時は、戦争法の制定や南スーダンへの自衛隊派遣など我が国が戦争する国へと変貌しようとしています。平和な国を自ら手放すこととなる自民党改正草案、特に緊急事態条項の創設は、絶対に阻止しなければなりません。

たかさき法律事務所9条の会 例会 「パレスチナ問題を考える講演会」のご案内 弁護士 渡部 敏広 2月4日（土）14時～、札幌市男女共同参画センター大研修室（札幌エルプラザ4F）にて、「パレスチナ問題を考える講演会」を開催致します。講師は、北海道パレスチナ医療奉仕団の猫塚義夫医師です。ぜひ、ご参加ください。ガザ地区での奉仕活動



ガザ地区での奉仕活動

第2回 過労死等防止対策推進シンポジウム 弁護士 皆川 洋美



11月23日 シンポジウム会場

過労死等防止啓発月間の11月に、昨年続いて2回目となる啓発シンポジウムを行いました。2回目の電通過労自死事件の報道を受けて、過労死問題に関する関心が高まっていたこともあり、事前申込をはるかに超える方々の参加を得ることができました。今年も、ワタミ過労自死事件の弁護士である玉木一成弁護士をお呼びして、事件についての講演をいただくとともに、過労死問題に対してどう取り組むかという会場との意見交換がなされました。どんな人も、どんな企業も、過労死はあつ

てはならない」というキーフレーズには賛同してくれず。しかし、安価で便利なサービスや物の提供を受けるとき、その背後にある過重労働と人件費の削減に思い至ることがどれほどあるのでしょうか。それは、消費者でも、対企業でも同じです。過労死等を防止するためには、真の意識改革とそれによる社会構造の変革が必要なのです。今年から、中高各種学校等で過労死等についての啓発講義を行っていただきます。単なるワークルル教育や実態説明にとどまらず、過労死等が生まれるその社会構造について、少しでもお話し出来ればと思っています。学校関係者の方がたにおかれては、啓発講義のニーズがあればぜひご連絡ください。費用負担は一切ありません。

11月3日戦争法廃止集会・パレード 弁護士 高橋 健太 昨年11月3日、北海道弁護士会主催で「これまでも これからも 私たちは戦わない」をテーマに大通公園で集会を実施し、集会後にパレード（デモ行進）を行いました。当日は雨が降り気温約2度という悪条件の中、約650名もの市民が参加し、憲法公布の日から70年の節目に、戦争法反対の大きな声をあげました。私達は戦争法が廃止される日まで戦い続けます。 実際の法廃止を！ わたしたちは戦わない！ NO WAR 北海道弁護士会連合

